

平成28年度
証券ゼミナール大会

第1テーマ Bブロック
学校段階における金融リテラシー教育のあり方について

関西学院大学 寺地ゼミナール

目次

序章		… p. 3
第1章	金融リテラシーについて	… p. 4
	第1節 金融リテラシーの定義と身につける必要性	
	第2節 学校で金融リテラシー教育を行う意義	
	第3節 学校において必要とされる金融リテラシー教育	
第2章	各国の金融リテラシー教育の現状	… p. 10
	第1節 日本における金融リテラシー教育の現状	
	第2節 米国における金融リテラシー教育の現状	
	第3節 英国における金融リテラシー教育の現状	
第3章	日本の金融リテラシー教育の問題点	… p. 24
	第1節 授業時間等の物理的な問題	
	第2節 教材等の学習内容の問題	
	第3節 教育を行う主体である教員側の問題	
第4章	日本の金融リテラシー教育の問題点に対する解決策	… p. 32
	第1節 授業時間等の物理的な問題に対する解決策	
	第2節 教材等の学習内容の問題に対する解決策	
	第3節 教育を行う主体である教員側の問題に対する解決策	
第5章	学校段階における金融リテラシー教育のあり方	… p. 43
終章		… p. 46

序章

「活用なき学問は、無学に等し¹。」(『学問のすゝめ』・福沢諭吉・1994年・p. 123) これは、慶応義塾大学の創設者であり、明治期を支えた福沢諭吉の『学問のすゝめ』で記されている言葉である。この言葉から分かるように、学問の根幹とは、学んだその先の活用にあることが分かる。日本では長年、終身雇用制度や年功序列型賃金制度等が定着していた背景があり、金融に対しての知識をつけずとも、豊かな生活を維持できた。しかし、1996年の日本版ビッグバンにおける金融の自由化や金融商品の多様化、確定拠出型年金の普及等による時代の潮流を受け、リスクを背負う主体が、国や企業等から「個人」へとシフトしてきており、金融に関する学問の重要性が高まってきている。

また、世界でも、2008年のサブプライムローン問題を端に発する金融危機が起こった。原因として、個々人の金融リテラシーの低さがあると考えられている。このような金融危機によって、金融リテラシーの低さが社会全体に多大な負の影響をもたらすことが明らかとなり、世界規模で金融リテラシーの重要性がより強く認知されるようになった。日本では、2012年11月、金融庁金融研究センターにおいて「金融経済教育研究会」が設置され、我が国における金融経済教育のあり方に関する様々な議論を経て、2013年4月に「金融経済教育研究会報告書」が公表された。この報告書の中で、「最低限身につけるべき金融リテラシー」が示され、その内容を具体的に記した「金融リテラシー・マップ」が策定・公表された²。

日本においても金融リテラシー向上のため、国家レベルでの取り組みが本格化しつつある。そこで我々は本稿で、今後必要とされる金融リテラシーとは何かを述べたうえで、特に学校段階での金融リテラシー教育に主眼を置くことにより、日本の金融リテラシー教育の問題点を検証し、解決策を提言する。我々の論文により、今後の日本国民の金融リテラシーが向上することを切に願う。

第1章 金融リテラシーについて

第1節 金融リテラシーの定義と身につける必要性

〈金融リテラシーの定義〉

5 金融リテラシーは、OECD金融教育に関する国際ネットワーク〔
INFE(International Network on Financial Education)〕の「金融教育のため
の国家戦略に関するハイレベル原則」において、「金融に関する健全な意思決
定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成するた
めに必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度および行動の総体³⁾」(「金
10 融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」・OECD/INFE・2012年・p.2
)と定義されている。加えて、学校段階における金融リテラシー教育に着目す
るうえで、我々は個人が上記の金融リテラシーを体得した知識を生活の中に活
かすべく、様々なスキルを身につけることが必要であると考えた。そこで、上
述した内容に基づき、金融リテラシーの定義を、「金融に関する知識や情報を
15 正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人とし
て経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくうえで欠かせない生活スキル
⁴⁾(日本証券業協会HP)とする。

上述した金融リテラシーを身につけるために必要なのが、金融リテラシー教
育である。金融リテラシー教育とは、「お金や金融の様々な働きを理解し、そ
20 れを通じて自分の暮らしや社会について考え、自分の生き方や価値観を磨きな
がら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態
度を養う教育⁵⁾(知るぽるとHP)と定義されている。つまり、求められる金融
リテラシー教育とは、よりよい暮らしを送るための準備をしていくことなので
ある。本稿では、この準備段階で非常に重要な役割を果たす「学校」につい
25 て言及し、現状の施策や教育の問題点を指摘したうえで、学校段階での金融リ
テラシー教育のあり方を導いていく。

〈金融リテラシーを身につける重要性〉

それでは、我々が定義した金融リテラシーを身につける意義とは一体何なの
30 であろうか。その意義として、大きく分けて(1)生活スキルの向上、(2)質の高

い金融商品の普及、(3) 家計金融資産の有効活用、の3点が挙げられる⁶。その具体的内容を見ていこう。

(1)生活スキルの向上

5 現代社会のあらゆる場面において、多くの人々が、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用しており、金融との関わりを全く持たないことは非現実的なこととなっている。

こうした日本の社会の中で、多重債務問題等の金融トラブル、金融資産ゼロ世帯の増加等が発生しており、2013年6月現在の消費者金融利用者は約1279万人、うち3ヶ月以上の延滞者は約419万人となっている⁷。社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のある収支管理や、死亡・疾病・火災等の予期せぬ事態や教育・住宅取得・老後等に備えた生活設計を習慣化するとともに、個々人での生活設計に見合った金融商品を、適切に利用・選択する知識及び判断力を身につける重要性が高くなってきている。

15 この知識・判断力を適切に保つことこそが、「生活スキルの向上」へとつながり、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じ、保険や借入を適切に活用できるようになるのである。

(2)質の高い金融商品の普及

20 日本では、日本版ビッグバンをはじめとする様々な金融制度改革により、バブル崩壊後、金融制度に対する規制は大幅に緩和され、貸し手(個人や企業)が銀行を通して、借り手(国や企業)にお金を融通する(リスク主体が銀行等の金融仲介機関である)「間接型金融」から、貸し手が借り手に直接お金を融通する(リスク主体が個人や企業等の直接的な貸し手である)「直接型金融」への資金の融通手段の方向転換が推し進められた⁸。金融業界では、この制度改革によって多種多様な金融商品の提供が可能となり、金融商品の仕組みとリスクは非常に複雑化し、利用者が内容を正確に理解することはより困難となってきている。金融機関等に対しては、利用者の知識・経験・財産・投資目的等の状況に応じて分かりやすい説明に努めること(「適合性の原則」)をはじめ、利用者
30 のための規制が行われているが、利用者保護の実現には限界がある⁹。また、

過度な規制はイノベーションを阻害する要因にもなり、この規制を補完するためにも、利用者側の金融リテラシーを向上させることが必要なのである。また、利用者側の商品への選別の目を確立させることは、金融商品の供給者側がより良い商品を提供する動機付けにもなり、質の高い金融商品が提供されることが期待される。

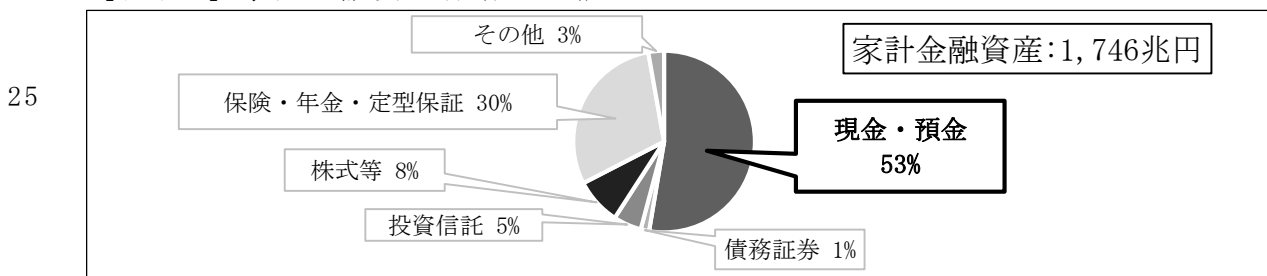
(3)家計金融資産の有効活用

第2次安倍政権下における「日本再興戦略」においても、資金の循環を生み出す、未来への投資がデフレ脱却の鍵であると位置付けており、民間の投資を推進している¹⁰。

投資は、理論上、債券や株式を代表とする投資の対象商品や時期を分散させて投資を行えば、中長期的に安定的なリターンを獲得できるとされている¹¹。しかしながら、2015年、日本国内の家計金融資産の約53%にあたる額が、現預金で運用されている¹²。その背景として、デフレが継続していた過去の経済環境や、現在の低金利とは反対に、預金金利が高く、利息でリターンが獲得できた時期があったことが考えられるが、そもそも分散投資や長期投資を行うことのメリットの理解が不十分であることが要因として考えられる。

デフレ下においても、分散投資・長期投資を行い、適切な資産形成を行うことができれば、中長期的に家計が金融資産から、より良いリターンを得ることができる可能性は十分にある。また、政府が提言する「貯蓄から投資へ」の動きを促進すれば、成長分野への持続的な資金供給に資する効果をもたらし、結果として国民経済全体の成長に貢献することが期待されるのである。

【図表1】家計金融資産保有の内訳



出所)「資金循環統計(2016年度第2四半期速報)」・日本銀行・2016年・p.5より作成

前述のように、金融リテラシーの意義として、金融トラブル等の問題を回避するなど、自分の身を金融知識によって守るための「守りのリテラシー」、そして預金や株式投資等、適切に自己の資産管理を行い、安定的な金融資産を保有し、自らの運用により資産を増やす「攻めのリテラシー」と大別した2つの
5 視点からのリテラシーが存在し、双方は若年の頃から関わりを持つ。また、社会人となった後、実際に運用する立場となるため、これらはより身近に関連してくるものである。この状況を鑑みれば、社会人となる前に、出来るだけ早い段階で金融リテラシーを学ぶべきである。

10 第2節 学校で金融リテラシー教育を行う意義

前節において、早い段階で金融リテラシーを身につけることの必要性を述べた。その中でも我々は「学校」というコミュニティを中心として金融リテラシーを身につける教育が必要であると考え。それでは、なぜ学校で金融リテラシー教育を行う必要があるのだろうか。本節では、学校で共通に求められる
15 教育理念と、身につけるべき金融リテラシーを踏まえ言及していく。

学校という場で、共通に求められる能力として、「生きる力」がある。「生きる力」とは、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力等のことであり、子供たちが自分の生活や社会について考え、生き方や価値観を練り上げることは教育全体の大きなテーマである¹³。そして人は
20 生活をするうえで、「お金」と密接な関わりを持つ。「お金を使う」「お金を貯める」「お金を得る」、「お金を借りる」等、私たちは、生活の中で、様々な形で「お金」と関わる。また、少子高齢化や人口減少等を背景に、公的年金に依存した生活は厳しくなっており、自助努力による家計資産の運用の重要性が高まってきている¹⁴。これに派生し起こりうる金融トラブル等の問題を対処
25 するため、「守りのリテラシー」を身につける必要がある¹⁵。

上述した観点から、学校において根底にある教育理念と、時代の変遷による金融との関わりの高まりによって求められるものを、「学校」というコミュニティで幅広く学ぶことは非常に意義深く、意味を為すのである。

一方で、金融リテラシー教育が、学校の教育理念の根底である「生きる力」
30 の全てを担えるわけではない。しかし、より実生活に近く、将来にも密接につ

ながら「お金の融通」という概念を念頭に置いた教育を学ぶことによって、子供たちにとって貴重な成長の種を提供する。もちろん、必ず学力や評価と直接的に結びつくというわけでもないが、教科等の学習により積極的に取り組む動機付けを与えることとなる¹⁶。以上のことを踏まえ、次節では、その学校では、どのような金融リテラシー教育が必要とされているのかを見ていく。

第3節 学校において必要とされる金融リテラシー教育

それでは、現在学校ではどのような金融リテラシーを身につけることが必要とされているのであろうか。はじめに自治体、業界団体、金融機関、NPO団体等が効果的・効率的に金融リテラシー教育を推進できる様に、金融庁金融研究センターが策定した「金融リテラシー・マップ」を見ていこう。

【図表2】金融リテラシー・マップ

分野	分類	小学生	中学生	高校生	大学生
		社会力 の時期。 中索地 で生を き形成 ていす	将来の 基本期。 自的な 立な力 向を養 け養	社会力 人め養 とのう して礎 自的な 立な能	社会力 人確立 とす て自立 するた めの能
15	家計管理	必要も のし の計 が	家計の つ、 じ 実践	入理支 取て 校取 す	支に 管に 理に の支 出の
	生活設計	働金を 得を に能 を	労働に を要 分いて	業運 開連 生	卒後 業希 体勉 学学 生が つ
20	金融知 識及 融事 理適 金品 用利 扱	小の 学能 費を 活	契の 約の 見わ	契の 約の 見わ	取集 切な 融理 切
25	金融分野 共通	暮ら しを な	おの 理	おの 理	融商 品全 安の 理か さ金 て理 解

出所)「金融リテラシー・マップ」・金融広報中央委員会・2015年・pp.3-4を参考

【図表2】において、身につけるべき金融リテラシーは、社会や将来というこれからの自分の暮らしを見据えたものであることが分かる。この条件を踏まえ、学校において必要な金融リテラシー教育の詳しい内容を見ていく。

5 学校段階で必要とされる金融リテラシー教育は、ただ知識をつけることが目的ではない。学んだことをどう自分の生き方等につなげるかが大きな意味を持つ。そのためには、知識をつけることを大前提とし、自ら「考えること」、「働きかけること」が重要であるとされている。これにより教育を受ける「意欲・関心」という動機付けの発生を通じて、金融スキルが形成され、より高いもの
10 となっていくのである¹⁷。そして、その具体的内容として、以下の4つがある¹⁸。それでは、それぞれの詳細について述べていこう。

(1) 題材の選定

教科等の学習で金融リテラシー教育的内容を取り上げる場合は、子供たちが知識や課題を身近なものとして感じられるよう、子供たちにとって関心の高い
15 教材(新聞の記事、折り込み、地域の話題、携帯電話、コンビニエンスストア、こづかい等)を選んで教材化する工夫が必要である。

(2) 外部の情報や人材の活用

家庭や地域等、教育に間接的に関わるチャンネルの協力に加え、関係機関や団
20 体が提供する教材や講師派遣等の制度を活用することによって、専門知識の不足を補い、教材作成の負担を軽減しながら、効果的な授業を組み立てることが可能である。

(3) 体験的学習

25 教科等の学習では話し合いやアクティブ・ラーニング等を活用するほか、特別活動や総合的な学習の時間では、職場体験、模擬企業経営、ボランティア活動、学校行事の活用、買い物体験、外部講師による講演会、見学等様々な体験的学習を取り入れていくことが効果的である。

(4) 学校全体での取り組み

金融リテラシー教育は教科等の学習や総合的な学習の時間等幅広い授業で取り上げることができるが、それぞれの教科等で何をどのくらい教えるのかを明確にし、それを総合的な学習等につなげていくことが望ましい。したがって学校で金融リテラシー教育の計画を立て、各教科間で協力し、取り組むことが大切である。

第2章 各国の金融リテラシー教育の現状

本章では、日本における金融リテラシー教育の現状、そして発達した金融市場を持つ米国・英国で実施されてきた金融リテラシー教育の現状について述べていく。

第1節 日本における金融リテラシー教育の現状

本節では、義務教育・高等学校・大学の各段階における日本の金融リテラシー教育の現状を見ていく。

学校教育の基本的な枠組みを規定する学習指導要領の内容をみると、小学校では「生活」「社会」「家庭」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」等の時間に金融に関し学ぶ機会を持つ。小学校の教員は原則として全教科を指導しているため、各教科の学習で身に付けたお金や金融に関する内容等を相互に関連付けることが比較的容易な状況にある。

また、中学校では「社会科（公民的分野）」「技術・家庭（家庭分野）」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」等、そして高等学校では、「公民（現代社会／政治・経済）」「家庭」「総合的な学習の時間」「特別活動」等において、理解を深める機会を設けている¹⁹。

【図表3】金融リテラシー教育の実施科目

	中学社会 科 (公民的分 野)	中学技術・家庭 分 野)	道徳	総合的な 時 習 間	公民 (現代 社会)	公民(政 治・経 済)	家庭	特別活動
5 中学校	54.0%	37.4%	2.3%	6.8%	5.0%	4.8%	5.4%	3.3%
高等学校	6.7%	5.9%	0.4%	11.1%	32.2%	28.4%	35.8%	3.2%

出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証券
業協会・2014年・p.12より作成

しかしながら、具体的にどのような授業を行うのかという点については、学
習指導要領及びこれを基準として学校長が定める各校の教育課程の下で、各学
10 校または担当教員に委ねられており、実際に金融に関して必要な知識を身に付
け、理解を深めるための学習が行われているか否かは不明瞭である。この状況
を引き起こしている原因は、学習指導要領における消費者の権利・義務や消費
者としての工夫に関する箇所金融商品・サービスを取り上げることが明確に
15 示されていないことによるものと考えられる²⁰。

〈小学校〉

小学生の時期の子供たちは、お金を使い買い物を行うことやサービスを受け
る経験はしているものの、お金を持つという本質的な意味や、取得方法という
20 点において理解が不十分であると考えられる。また金融リテラシー教育に関わ
る教材は、生徒にとって実感しにくい。もし教員主導型の授業を進めた場合に
は、学級内で理解が追いつかない生徒も表出する²¹。そこで、本質や方法を実
感しやすく工夫された学習指導の実践事例を取り上げる。

【図表4】小学校における金融教育の実践事例

	名称	内容	目的
25	買い物名人になろう -計画的な 買い物のコツを身に付ける-	調理実習の材料を購入するタイ ミングをとらえ、買い物にまつ わる寸劇を行う。	児童に様々な問いを投げかける ことによって、必要に応じた商 品を選択し、購入するための判 断力を身に付けさせる。
	お金は大切に使おう -正しい金 銭感覚を養って、よりよい生活 を-	低学年の児童にも身近に感じら れる読み物資料を読み話し合 う。	お金の使い方について振り返ら せ、その大切さについて考えさ せる。

出所)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」・金融広報中央委員
30 会・2016年より作成

< 中学校 >

中学校の時期の生徒は、おこづかいの管理や、自分自身で買い物に行く等の経験が増えるとともに、家計や生活設計について理解し、経済や金融と生活の関わりについて基礎的な理解ができる段階にある。また、勤労や職業の意義、将来の生活についても、ある程度具体的に構想することができると考えられるため、生徒の発達特性を踏まえた指導計画を作成するためには、例えば消費や経済、金融、職業等に関して、生徒がどの程度の知識や関心を有しているかをあらかじめ調査しておくことが有効だと考えられる。ただ、小学校から、入学したばかりの中学1年生と3年生とでは、社会的事象への関心の度合いや抽象的な概念についての理解度には違いがある²²。よって、生徒の発達特性や理解度の差を押さえた指導計画が必要である。

例として、中学校の家庭科では、販売方法や支払（クレジットの簡単なしくみ）について学習しており、その内容は、消費者として必要な知識を学ぶという面が強いことが特徴である。このような内容は、抽象的であり、生徒にとって見えづらく、またイメージしづらいものがある。このような問題を踏まえ、生徒にとって見えにくい、ないしは抽象的な内容をより具体的なものとし、興味関心を高めることが必要不可欠である²³。

つまり、生徒の興味関心を喚起できるよう生徒にとって身近で具体的なものを教材化することや、問いや課題について生徒自身が資料を選んで調べる学習の充実を図ること、そして作業的学習を工夫することで、生活における金融や経済の具体的な意味を理解することができるのである。そこで、そのように工夫された学習指導の実践事例を取り上げる。

【図表5】 中学校における金融教育の実践事例

名称	内容	目的
生活に必要な金融商品を知って、選択する眼をもとう - 家庭生活と消費に関心をもち、豊かな生活を -	生活に必要な物資・サービスの選択・購入について学ぶ。	消費者に関する法律や最近の消費トラブルの事例を学ぶとともに、消費者にも、サービスの一種である金融商品の選択の観点についても学ばせていく。
スマートフォン・携帯電話・インターネットでの金銭トラブル事例を知り、情報モラルを身に付けよう！ - 知ることは自分を守ること -	多くの生徒が日常的に利用しているインターネットや携帯電話をテーマとして取り上げ、外部講師の講話を聞いたり、クラスでアンケート調査を実施したりする。	現代社会におけるトラブルの実態を学ばせるとともに、望ましい使用方やトラブルに遭った場合の対処方法を考えさせたい。

出所)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」・金融広報中央委員会・2016年より作成

〈高等学校〉

5 高等学校では普通科、専門学科、総合学科において、様々な教科等で金融教育が展開されている。例えば、公民「政治・経済」では金融教育の基盤となる経済の理論的な学習が行われている。そこでは「個人や社会を問わず最適な経済活動を行うためには希少な資源をいかに配分するかという選択の問題が基本的な問題として存在している」という理解、また「経済的な選択や意思決定においては、効率性と公平性や公正さとの間の矛盾、対立を調整することが要請されている」との理解を踏まえ、経済に関連する様々な問題を考察することになっている。その中で資金に対する需要と供給が金融市場の金利を変動させたり株式市場の動向等によって調整されたりすることを学習するのである。

10 また、家庭科では金融に関連する消費生活についての学習が実施されている。例えば、消費者ローンやクレジット等のトラブル等の金融に関わる消費者問題が扱われている。そこでは実際の事例を取り上げながら、賢い消費者としてどのような商品選択を行うべきかについて考察する等の学習が行われている。

15 専門学科では、商業科でより専門的に金融についての学習が行われており、総合学科においても自由選択科目の中で金融に関する内容を設けた科目を学ぶ学習が行われている²⁴。

【図表6】高等学校における金融教育の実践事例

名称	内容	目的
20 ライフプランを立ててみよう - 自立した社会人になるために-	多重債務問題や悪質商法の問題、ローンの利用上の注意点、生活設計を取り上げる。	お金を通して自立した社会人・消費者として必要な知識や意思決定力を身に付けさせる。
クルマの“窓”から経済をのぞいてみよう -企業の役割と経済活動の在り方-	車の購入時の選択の観点、自動車産業の仕組み等、個人の立場とマクロ的な観点の双方から、高校生が関心をもちやすい「車」を教材として経済を学ばせる。	自動車をめぐる個人、企業や公的部門の経済活動について、自己を取り巻く社会・経済的状况を踏まえながら理解させ、その知識を身に付けることができるようにする。

25 出所)「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」・金融広報中央委員会・2016年より作成

このように実践事例はあるが、一部の学校でしか行われていない。教育現場の実状はどのようなものなのか。ここで、実際の現場の声として日本証券業協会が2014年に調査を行った「中学校・高等学校における金融経済教育実態調査報告書」を取り上げる。

30

【図表7】金融経済教育の実施内容／消費生活分野

	調査数	生活設計と家計管理	働くこととお金	消費者の権利と責任	消費者問題と消費者保護
中学校	2781	23.7%	26.0%	73.5%	71.7%
高等学校	1372	36.1%	21.3%	54.6%	68.4%

5

出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証券業協会・2014年・p. 15より作成

中学校・高等学校を通じて、「消費者問題と消費者保護」についての内容が
 10 7割前後、「消費者の権利と責任」についての内容も5～7割程度あり、消費者関連のテーマが高い割合で教えられている。一方、「お金の大切さや計画的な使い方」、「働くこととお金」といった生活設計の基礎的な分野の実施は、中学校・高等学校6年間を通じて3割弱にとどまっている。学校・担当教科別
 「生活設計と家計管理」は高等学校の家庭科(59.8%)で高くなっている。
 15 また、「クレジット、ローン、証券等」は家庭科(67.1%)及び商業科(59.3%)で高くなっている。「リスク管理(保険でカバーすべき事象)」は中学校・高等学校6年間を通じて、ほとんど実施されていない²⁵。つまり、消費者に関連する教育が中心となって行われているのである。

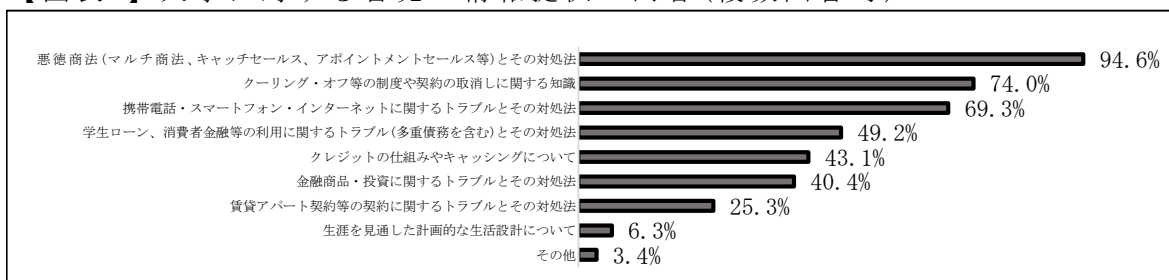
20 〈大学〉

大学には、4年制大学や短期大学・専門学校等、多種多様なものがあるが、金融リテラシーという面において、明確に義務化されている教科や科目は存在しない。大学では、現在「消費者教育」や「パーソナル・ファイナンス教育」という形で金融リテラシー教育が存在している。「消費者教育」とは、「消費者
 25 の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動²⁶」(「消費者教育の推進に関する法律の概要」・消費者庁・2012年)である。一方で「パーソナル・ファイナンス教育」とは、「一人一人の生き方にあつたお金の知恵を身につける²⁷」(日本FP協会HP)と定義されており、「消費者教育」に加え、金銭教育、投資教育等の個人の資産に関わる全般的に對しての
 30 教育を指す。本節において、この大別して2種類の教育の現状を見ていこう。

まず、「消費者教育」の内容としては、悪徳商法への対処や、携帯電話・スマートフォン等のインターネットによる被害、クレジット、ローンへの対応等が挙げられる。消費者にとって自らを守るための教育、つまり「守りのリテラシー」を身につけることに重点を置いている。消費者教育推進委員会では、大学等における「消費者教育」の目的と戦略を明確にした「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を取りまとめ、大学等における「消費者教育」の内容を具体的に示している。

【図表8】大学に対する啓発・情報提供の内容(複数回答可)

10



15

出所)「文部科学省における金融経済教育の取組について」・文部科学省・2014年・p.21より作成

次に、パーソナル・ファイナンス教育に関しては、2005年時点における調査では、全国170大学〔国立大学24、公立大学16、私立大学130(短期大学を除く)〕の一般教養科目で実施されており、このパーソナル・ファイナンス教育は、経済学部や経営学部を持たない大学においても取り入れられており、実社会で必要な知識とされている²⁸。

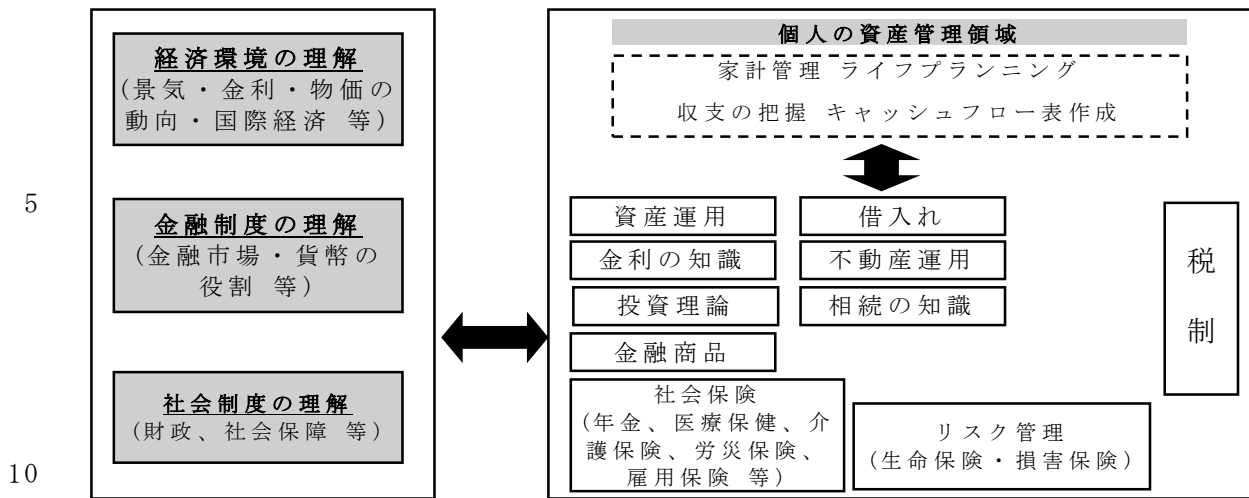
20

そして、その大枠の教育内容として【図表9】において教育領域マップを示している。パーソナル・ファイナンス教育は経済環境・金融制度・社会制度と個人の資産管理を相互に密接させており、個人の生活を取り巻く環境と個人の資産に対しての教育を行うことだ、と捉えることができる。

25

30

【図表9】 パーソナル・ファイナンス教育の教育領域マップ



出所)「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育に関する一考察」・鈴江一恵・2008年・p. 41より作成

第2節 米国における金融リテラシー教育の現状

15 現在、米国では、民間主導のもとで金融リテラシー向上への取り組みが行われている。本節では、米国における金融リテラシー向上の必要性が高まってきた背景を述べたうえで、どのように金融リテラシー教育への取り組みが行われてきたかを、歴史を追って述べていく。

20 米国では、日本の学習指導要領に相当するような、全国統一的な教育カリキュラムは存在せず、教育制度の運用は、州政府及びその下部組織である学区（地方教育行政区画）に委ねられている。さらに予算面でも、教育費の主な財源は州であり、連邦政府からの拠出は少ない。そのため、全国的な活動の展開には地域のネットワークの形成が不可欠となっており、地区連銀や、ジャンプスタート連盟・NCEE（全国経済教育協議会）・NEFE（全国金融教育基金）等の、
25 全国規模で活動しているNPO団体が州政府や地方の主要大学等と連携し、金融リテラシー教育を行っている²⁹。

30 米国の金融リテラシー教育の背景として、①複雑・多様化した金融商品の中から、自らのニーズにマッチしたものを的確に選択するために従来に増して高度かつ多大な商品知識を要求されるようになり³⁰、金融リテラシーを学ぶ各々の「自己責任」と「自助努力」の必要性が高まってきたこと、②サブプライム

ローン問題が発生し、国民の金融リテラシーの欠如が表面化したこと等が挙げられる³¹。それを受け2008年、ブッシュ政権時に「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」が開かれ、金融リテラシーを向上させるうえで、政府と民間との協力を強めることを決定し、また、2010年においては、オバマ政権の下で、
5 「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会(現：金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会)」が開かれる等、知識をつける「リテラシー」から、知識を活用することを重視した「ケイパビリティ」への移行が提言される等、実践的な金融リテラシー教育を推進する取り組みが行われてきた³²。

10 (1)米国連邦政府による改革

上記で述べてきたように米国の教育制度は、主に民間主導であることが特徴だが、1980年代に米国全体で基礎学力の低下が社会問題化したこと等、大規模な問題が発生した際には、連邦政府主導によって教育改革が推し進められている。具体的には1980年代から始まった学力向上運動であり、その中での特筆すべき動きとしては、1994年のクリントン政権下に、教育改革に関する基本法「
15 2000年の目標-アメリカ教育法」が制定され、この中で「全ての生徒が定められた教育の各段階において、一定の学力に達していること」を全米共通の目標として掲げたことがある。それを受けてNCEEが新たな学習基準を策定する等の基礎学力向上のための動きが加速した。

20 さらに2002年のブッシュ政権下において、基礎学力向上を推進することを目的とした「落ちこぼれゼロ法」と共に、「経済教育優越法」が制定されており、幼稚園から高等学校までの生徒を対象とし、金融経済教育の推進に尽力するNPO団体に対し、政府が助成金を与えている³³。

加えて、近年、連邦政府は新たな動きを見せている。2003年制定の「信用取引の公正・適正化に関する法律」に、「金融リテラシー及び金融教育改善法」
25 が含まれており、この法律に基づき、20の連邦政府関係機関から構成される「金融リテラシー教育委員会」が設立された³⁴。「金融リテラシー教育委員会」は2006年に、金融リテラシーについての国家戦略書として「将来のオーナーシップの取得」を公表し、この戦略書の目的としては、a. 金融教育に関する問題
30 を特定すること、b. 一定の段取りを示したり、関係機関が見習うべき特徴的な

プログラムを提示することで解決策を提言すること、c. 金融教育に関する国民の対話を推進することとしている³⁵。

これまで述べてきたように、米国の連邦政府は「民間を支援する制度作り」を通じて金融リテラシー教育を支えている。

5 【図表10】米国の取り組みの変遷

1994年	「2000年の目標-アメリカ教育法」
2002年	「経済教育優越法」
2003年	「金融リテラシー及び金融教育改善法」
2006年	「将来のオーナーシップの取得」
2008年	「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」
2010年	「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」

10

出所)「金融経済教育研究会報告書」・金融経済教育研究会・2013年・p.7、「海外における金融経済教育の調査・研究報告書」・日本証券業協会・2014年・p.8、「金融経済教育の一層の充実に向けて」・全国銀行協会・2008年・p.15より作成

15

(2)民間主導の金融リテラシー教育

米国の金融リテラシー教育の現状としては、主に民間主導の金融教育が行われている。そしてその特徴としては、a.担い手が多様である(連邦政府・地区連銀・NPO法人等)こと、b.様々な個人を対象とした多彩なプログラムが用意されていること、c.教育内容が実践的である(無料オンライン教材の使用)こと、d.近年、連邦政府の関与が高まっている(前述)こと、の四点が挙げられる。

20

NPO法人等による取り組みの例として、NCEE、ジャンプスタート連盟等が、教材の開発・配布、教員研修等の活動を積極的に行っていることが分かる。また地区連銀の行っている金融リテラシー教育としては、ホームページ等を通じて10代向けに教材の開発・配布、教員講習等の活動を行っている。

25

銀行の取り組みの例としては、ホームページ等を通じて10代向けに金融リテラシー教育教材の提供や、NCEEへ資金援助、地元の学校に行員を派遣して生徒・教員に向けた金融リテラシー教育を行う等がある³⁶。

学校においては、NPO法人であるジャンプスタート連盟が設定した4つの領域(所得・金銭管理・支払いとクレジット・貯蓄と投資)に分け、高等学校を卒業

30

する頃には、実世界で確かな意思決定が行えるようになることを目標に、ロールプレイング方式・アクティビティ方式等実践的な教育方法を行っている。具体的な例としては、事前に教員が指導書をダウンロードして、内容に沿って生徒にゲームをさせると教育効果が上がるように設計されているうえに、iPhone
5 やiPad等で取り組むことができ、またオンラインで提供できる「Financial Soccer」や「Financial Football」等の、金融業のVISA社関連の教材がある³⁷。

また、金融リテラシー教育コンテンツを既存科目の中に組み込むことによって、授業時間の制約や様々な教育課題に迫られている学校の授業に体系的に組み込むというアプローチを行っている。さらに全米の主要・地方大学に設置したネットワークを使用し、教員向けにワークショップを開催する、教員免許更新に金融リテラシー教育に関する講義・セミナーへの参加を義務付ける等、教員への金融スキルの向上への積極的な働きかけも顕著である³⁸。

【図表11】米国の金融リテラシー教育の特徴

15	内容	経済概念・経済的価値
	方法	活動
	カリキュラム	原理的知識のスパイラルな構成
	構成	演繹的
	キーワード	意思決定

20 出所)「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育の現状と課題」・日本FP学会・2006年・p. 30より作成

総じて米国の金融リテラシー教育は、主導する民間、それを支援する連邦政府という構図のもと、金融知識の不足による「痛み」を強く覚えていることからくる、より実践的な金融知識を求める「金融ケイパビリティの必要性の認識の強さ」が感じられる。

第3節 英国における金融リテラシー教育の現状

30 現在、英国では、政府主導のもとで金融リテラシー向上への取り組みが行なわれている。本節では、金融リテラシーの向上を求めた背景を述べたうえで、

どのような金融リテラシー教育への取り組みが行われてきたかを、歴史を追って述べていく。

1979年に発足したサッチャー政権は、従来の福祉国家政策を大きく転換させ、公的年金の縮小及び私的年金への移行の奨励策を打ち出した。この政府の奨励策に便乗し、保険会社を中心に私的年金の勧誘・販売が過熱化し、個人年金商品等の商品への説明が十分になされないまま、勧誘・販売が行われた。

結果として、1980年代後半に、個人年金商品の不正販売は社会問題化し、その事後処理に多額のコストがかかってしまった。政府は、大規模な金融トラブル発生時の事後処理コストの大きさを痛感するとともに、未然にトラブルを防ぐために、金融リテラシーの向上が必要とされた³⁹。この社会問題が、英国政府が金融リテラシー教育に積極的に取り組む契機となったのである。

この事態を踏まえ、1997年のブレア政権下では「金融サービス機構(FSA)」と呼ばれる金融担当機関を新設した。その翌年には「金融教育活動に関する基本方針」を作成し、ベースライン調査の実施や教育プログラムの効果測定等を検討することとなった⁴⁰。そして上記活動方針から5年が経過した2003年、FSAは「金融判断能力に関する国家戦略」の策定に着手した。この国家戦略では、複雑な金融商品の普及、個人への金融リスクの高まり、計画的な貯蓄による生活設計の重要性が高まりつつあること等が挙げられている。

この取り組みは、2006年には「Delivering Change」と呼ばれる金融能力プログラムの策定を完了させ、5カ年の戦略目標を掲げ、金融リテラシー教育を国家戦略として推進した⁴¹。また、英国財務省によると、【図表12】のプロジェクトがもたらす外部経済の規模の推計を行っており、同計画が英国経済全体にもたらす経済的な便益は、計画遂行に必要な投入コストの10倍以上に達するとされており、金融リテラシー教育を推進することは、大きな便益を得られると考えられている⁴²。

【図表12】 国家戦略で示された重点プロジェクトと数値目標

国家戦略で示された重点教育プロジェクトと数値目標

1. 「学校教育支援」…2011年までに約4000校の180万人の中学生を対象。
2. 「青少年教育」…約230万人の大学生と約110万人のニート層を対象。
3. 「職場教育」…2011年までに400万人の雇用者に情報提供、約50万人を無料セミナーに招待。
4. 「金融情報発信の強化策」…FSA専用ホームページへ年間400万アクセスを目標。
5. 「ウェブサイト上での生活診断ツール等の提供」…利用者実績の提供
6. 「子供のいる夫婦に対する情報提供」…2011年までに150万組の夫婦を対象。
7. 「中立・公正なアドバイスの提供」…具体的計画を決定後に設定予定。

-本国家戦略では、上記プロジェクトを中心に2011年までに、延べ1000万人を対象に金融教育を実施することを目標としている。

出所)「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向-ポスト・クライシスの金融教育に向けて-」・知るぽると・2010年・p.16より作成

2008年以降の金融危機の経験を踏まえ、英国においても金融システムの安定性を確保するための体制強化や制度見直しが検討された。その課題の一つに、金融リテラシー教育の強化が盛り込まれた。この動きから、実現の一環として2010年4月には、2010年金融サービス法の規定に基づき、FSAの金融教育部門が分離・独立し「消費者金融教育機関(CFEB)」が設立された⁴³。

その後キャメロン政権が、2010年5月に連立文書にて、ナショナル・ファイナンシャル・アドバイス・サービスの創設を掲げ、政府によるパーソナル・ファイナンスへの関与を明らかにしたことを受け、それを担う機関として、2011年4月には消費者金融教育団体(CFEB)は名称を”The Money Advice Service”と変更し、現在の金融リテラシー教育の推進を行っている⁴⁴。

(1) ナショナル・カリキュラムの導入と金融リテラシー教育の拡充

英国では、1998年の教育改革法によって、大幅な教育改革が行われ、義務教育課程の公立学校に適用されるナショナル・カリキュラム(日本でいう学習指

導要領)が2000年から導入された。このカリキュラムでは、5～7歳を対象とするKey Stage1、7～11歳を対象とするKey Stage2において、保健体育と家庭科とを統合したような科目である総合学習科目(Personal Social and Health Education)や公民(Citizenship)の中で教えられることとなった。また、11～14歳を対象とするKey Stage3、14～16歳を対象とするKey Stage4では、総合学習科目の中で教えられることとなった。政府は金融リテラシー教育をカリキュラムに盛り込み、2000年7月には、小・中学校向けに学習段階毎に到達すべき金融リテラシー教育上の目標や、既存科目の学習内容との関係をまとめた金融リテラシー教育のガイドブックを発行した。この当時は、Financial Capabilityを教えるための、総合学習科目は必修科目ではなかったが、2008年及び2009年の教育カリキュラム変更時には、この総合学習科目は必修科目化されることが公式に決定され、金融リテラシー教育を学ぶことが義務化されたのである⁴⁵。

【図表13】 Key Stageで学ぶ内容

15	Key Stage1 (5～7歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・お金とは何か、児童の実際の生活で直面するお金の利用、貯蓄に関して意思決定をすることを学ぶ。 ・お金の出所が様々であること、お金は様々な目的のために使用できることを学ぶ。お金の管理の必要性、ひいては日常生活でお金を使うことで発生しうる社会的道徳的な問題を学ぶ。
	Key Stage2 (7～11歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の利用について簡単に意思決定をすること、どのようにお金を使うのか考えることを学ぶ。 ・自らが下した意思決定によって、その個人や社会、環境に対して何らかの影響が出ることを学ぶ。お金の管理の方法を学んだうえで、将来欲しいもの、必要なものは、貯蓄することで手にすることができることに気づかせる。経済状況や生活の標準は人それぞれ様々であることの理解を深める。お金に対する価値や考え方も人によって異なっていることを学ぶ。
20	Key Stage3 (11～14歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の使い方や貯蓄の仕方が違うことで、どのような影響が出るのか、様々な状況のもとで、どうすれば個人のお金を上手く管理することができるのか学ぶ。 ・中央政府や地方政府がどのようにして資金を調達しているのか、保険とリスク、健康的な生活スタイルを続けられるための、安全な選択をすることを学ぶ。お金を利用することを学ぶ。お金を利用することに対する、社会上、道徳上のジレンマも合わせて学ぶ。 ・割合、比率等に関する複雑な計算を解く力を身につけさせる。
25	Key Stage4 (14～16歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の取り扱いに関する意思決定、資産管理、様々な金融商品やサービスの活用を学ぶ。 ・各種存在する金融に関するアドバイスや支援がどのようなものなのか理解し、評価することを学ぶ。 ・経済の機能、消費者の権利と責任、雇用者と被雇用者等がどのようなものか学ぶ。 ・貯蓄や投資に関わってくる、様々なリスクとリターンを学ぶ。そして、個人のお金に関する意思決定が、より広い社会、道徳、倫理、環境上の影響をもたらすことの理解を深めさせる。 ・割合、比率等に関する複雑な計算を解く力を引き続き養成する。

出所)「英国の学校における投資教育-Excellence and Accessプロジェクトが
30 目指すもの-」・野村資本市場研究所・2002年・pp.2-3より作成

(2)官民連携

政府機関は、金融リテラシー教育を実施する学校や教員に対し、実地の支援活動の拡充にも努めている。このため、政府は、地域の様々な教育現場の実情に詳しく、「金融教育を通じて全ての学生が社会人となるまでに金融取引を行うために必要な知識・スキルを習得すること」を目的と規定しているpfeg (the Personal Finance Education Group)に代表されるNPO団体との緊密な連携体制を構築している⁴⁶。政府は、国家戦略の中に、NPO団体への支援・連携を盛り込んでおり、活動資金面での援助等も行っている。pfegは金融教育分野に対し、学校のサポート活動に従事している。前述したように、2006年に英国では、国家戦略としての金融リテラシー教育への取り組みが行われた。

pfegは、これに協力する形で、中学校を対象とした金融教育支援プロジェクトを展開している。このほか、pfegでは、2007年に小学校を対象とした教育プログラムの5ヵ年計画を策定することにより、地方公共団体や民間金融機関の援助も受け、2008年には4～19歳の全体を対象とした教育プロジェクト(4ヵ年計画)を政府と連携し、開始した。同プロジェクトでは、地域別でのコンサルタントの配置や、授業用教材の作成、また教員や両親向けへの教材の作成等、金融リテラシー教育の向上の機会を、生徒に対して取り組むだけでなく、教育を行う主体である教員や、家庭等、関連する主体にもアプローチをしている⁴⁷。

20

(3)児童信託基金の設立と学校授業での活用

英国財務省では、2005年に「児童信託基金」という子供名義の税制優遇措置を伴う投資・貯蓄制度を導入した。この制度は、政府から出生時及び満7歳の誕生日の2回に亘って給付金を250ポンド(邦貨換算約4万円)が支給される。同基金は、子供が成人するまでは、口座金額の一切を引き出すことができず、あくまで成人後の子供の準備資金のような役割を持つ。同基金の利用者は、2010年3月時点では、利用者が500万人、口座残高は約20億ポンドへと達している。この「児童信託基金」は、先述したように、成人後の資金として利用される。使途は個々人の自由であるが、そのお金をどのように使うのが効果的であるの

30

かを計画し、活用方法を学ぶ教育を英国の学校段階におけるKey Stage3において学ぶとされている⁴⁸。

5 以上のように、英国では国家規模での金融リテラシー教育への先進的な取り組みが行なわれている。また、最も英国が進んでいる点として、政府主導で行われてきた金融リテラシー教育が、早い段階で官民連携により、NPO団体等と密につながることで、規模・内容の双方から充実した金融リテラシー教育の普及への体制を整えていることが挙げられる。

10 第3章 日本の金融リテラシー教育の問題点

それでは、現在の学校段階における金融リテラシー教育に対し問題となっていることは何なのであろうか。2016年に金融広報中央委員会が実施したアンケート調査の結果を見ると、現在の大学生以上の世代において、金融リテラシー教育を受けたことがないという割合が高く、またそれによる結果と思われるが、金融に関する問題に対しての正答率は低い水準にある。現在日本において金融リテラシーが身につけているとは言えない状況となっている⁴⁹。

つまり、現在の日本では金融リテラシー教育が十分に普及しているとは言えず、また、金融リテラシー教育を受けている割合に対しても、適切な教育を受けているとは言い難い。以上のことを踏まえ、本章では「授業時間等による物理的な問題」「教材等による学習内容の問題」、「教育を行う主体である教員側の問題」という大きな3点に関して言及していく。

第1節 授業時間等の物理的な問題

〈小学校〉

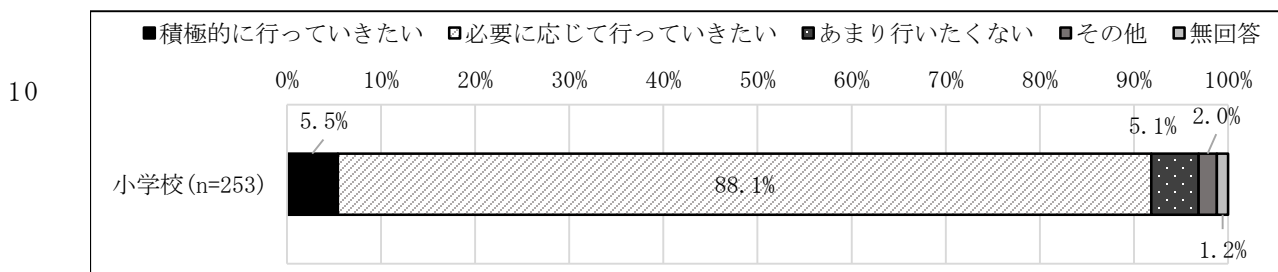
25 現状においても述べたように、小学校では、総合的な学習の時間を利用して金融リテラシー教育を実施しており、金融リテラシー教育のための特別な時間が用意されているわけではない⁵⁰。

2004年に実施された金融庁による「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」では、小学校の教員や職員への金融リテラシー教育に関

する質問に対して、「重要でありかつ必要である(56.9%)」と回答した割合は6割近くにもものぼり、金融リテラシー教育の重要性は十分に認識されていた⁵¹。

また、今後金融リテラシー教育をどのように行いたいかという質問に対し、9割以上を占める割合が、2004年時点において「積極的に行っていききたい(5.5%)」、「必要に応じて行っていききたい(88.1%)」と金融リテラシー教育の推進に対して前向きな姿勢をとっていたのである。

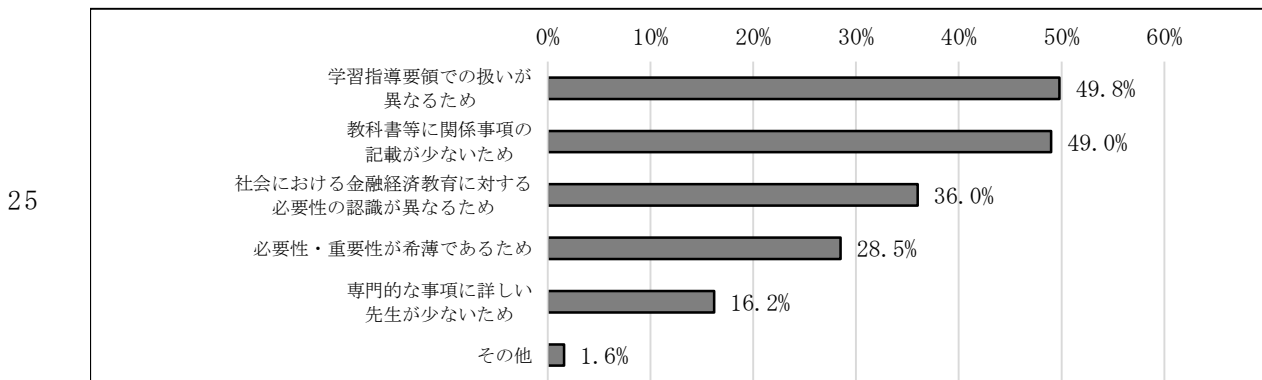
【図表14】 今後、金融経済教育をどのように行いたい(2004年)



出所) 「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」・金融
 15 庁・2004年・p.12より作成

2004年時点において、小学校での金融経済教育の推進に前向きな姿勢があつた中で、当時の授業時間に対し、金融リテラシーにまつわる学習が行われていなかった理由として、「学習指導要領での扱いが異なるため(49.8%)」という回答がもっとも大きな割合を占めていた。

【図表15】 我が国で金融経済教育にまとまった授業時間が充てられない要因



出所) 「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」・金融
 30 庁・2004年・p.13より作成

つまり、金融リテラシー教育をより一層行っていくためには、当時の学習指導要領の見直しが必要であったのである。しかし、2008年に改訂された小学校の学習指導要領では、金融や経済の学習を織り込んだ「社会」や「家庭」等の教科には、特に大きな変更は見られなかった。

5 【図表16】旧学習指導要領と改定後学習指導要領の比較

	旧学習指導要領(2008年以前)	改訂後学習指導要領(2008年以降～現在)
10 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものや金銭の使い方を自分との生活との関わりで考えること」 ・「身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ものや金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考える」 ・「身近なものの選び方、買い方を考え、適切に購入できること」

出所)文部科学省HP「小学校学習指導要領(平成10年12月)」、「現行学習指導要領生きる力 小学校学習指導要領」より作成

2004年時点での問題であった学習指導要領の見直しが十分に行われていないことからも、小学校では、金融リテラシー教育に対する重要性は認識しつつ、また積極的に実施するはずであったものの、授業時間の問題に対する解決策が十分に行える状況とは言い難いものであった。

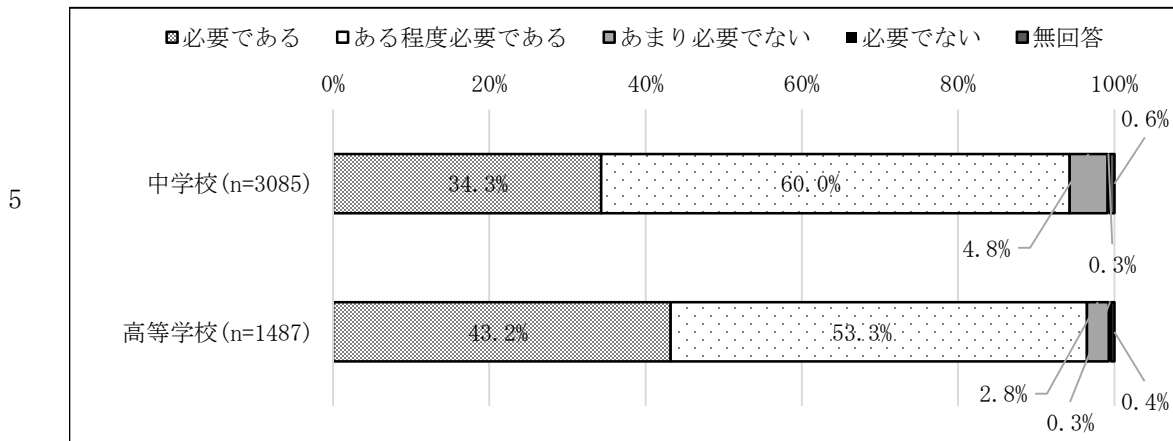
〈中学校・高等学校〉

次に、中学校・高等学校における授業時間等の物理的な問題点を見ていこう。日本証券業協会により2014年に行われた「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告」によると、中学校・高等学校の双方において金融リテラシー教育の必要性を認識していることが分かる。

25

30

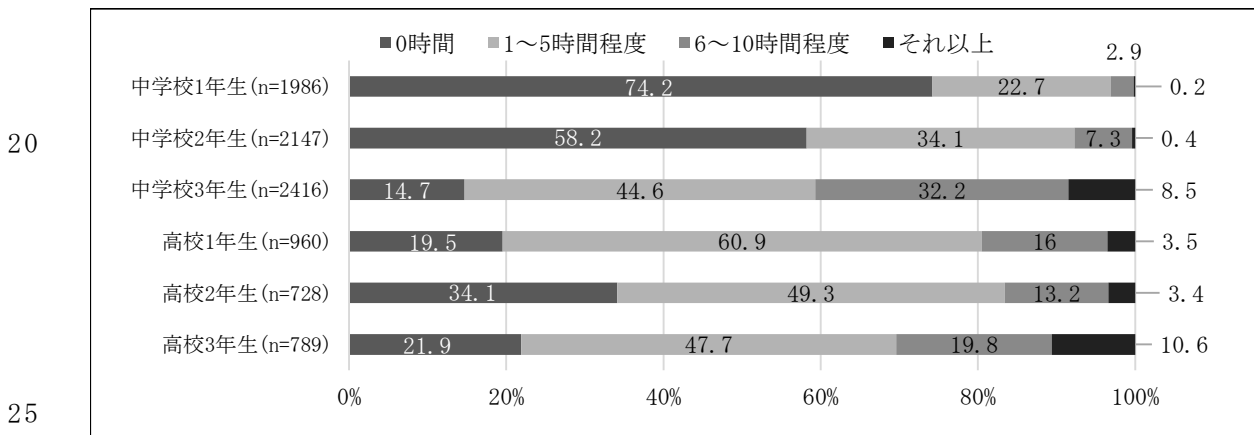
【図表17】金融経済教育の必要性



10 出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証券
業協会・2014年・p. 27より作成

しかし、中学校・高等学校における金融リテラシー教育の授業実施時間は、
年間で0～5時間程度が大部分を占めており、金融経済教育に関する授業時間の
15 確保状況も中学校、高等学校において不十分と回答する割合は過半数を超えて
いる⁵²。

【図表18】金融リテラシー教育の授業実施時間



20 出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証
券業協会・2014年・pp. 13-14より作成

加えて、金融に関連する分野や科目等の授業時間が確保できない理由として
30 「現行の教育計画にその余裕がないため(84.7%)」「他に必要な学習内容があ

るため(25.3%)」等、中学校や高等学校での教育カリキュラム上、最優先の科目以外を新しく取り入れ学ぶ事は少々難しい状況にある⁵³。

つまり、中学校・高等学校において金融リテラシー教育に対する重要性は認識されているが、現在も授業時間が十分に確保できておらず、その理由として
5 て現行の教育課程において金融リテラシー教育を学ぶ余裕がない事が分かる。

以上のことから、中学校・高等学校においてはいかに限られた時間の中で、金融リテラシー教育を行っていくのかが課題であり、他の主要な科目の時間をできる限り阻害することなく解決へと導いていく必要がある。

10 〈大学〉

大学における授業時間等の物理的な問題点として、全体として金融リテラシー教育に関する分野や科目が存在していないことから、教育を実施している実態が見えにくく、また十分に普及していないことが挙げられる。例をあげると、第2章で日本の大学の現状でも取り上げた「消費者教育」は、2014年の、
15 文部科学省の調べによると、約半数の大学が「回答する科目がない」と答えている。またその理由として、「他の優先課題があり取り組めない」や「どのような取り組みを行えばよいかわからない」等の回答があり、「消費者教育」を行う以前の段階で課題があることも見過ごせない⁵⁴。

20 第2節 教材等の学習内容の問題

〈小学校〉

小学校では、金融広報中央委員会が金融リテラシー教育に関する教材の実践事例集を取りまとめており、金融リテラシー教育を行う際に使用する教材を作成している⁵⁵。あるいは、内閣府が経済や金融に関する体系的なプログラムの
25 開発や整備を行い、モデル教材案を作成している⁵⁶。一体小学校における教材等の学習内容で問題となっていることは何なのであろうか。

小学生の時期は成長や発達著しく、発達特性に踏まえてどのような教育を行なっていくのかという点は非常に難しいものである。だからこそ、低学年・
30 中学年・高学年の段階において、その発達段階に即した系統的な指導が必要である。金融リテラシー・マップでの大枠の目標は社会における素地の形成が求

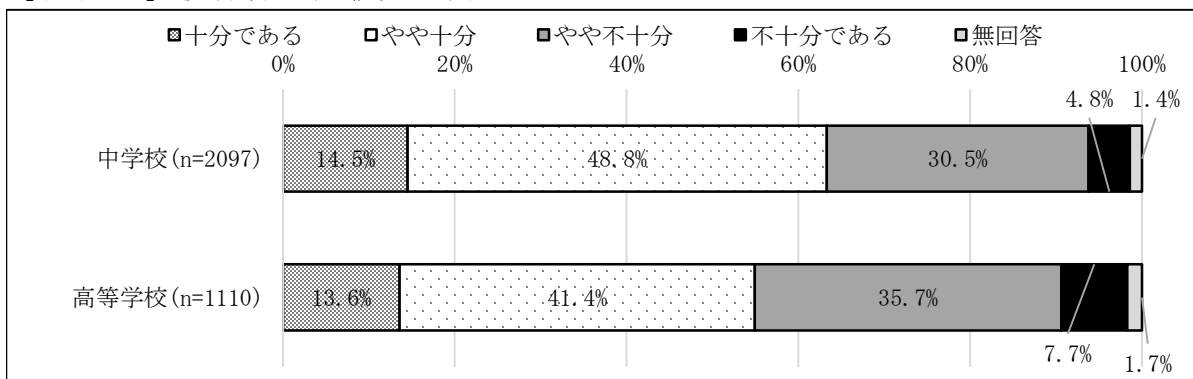
められている中で、いかに明確に教育内容を提示するのが重要となってくる。その中で問題となるのは、現在の小学校での金融リテラシー教育は普及が十分でないことに加え、「お金の使い道」という面に対し焦点が当たりすぎていることであると考えられる。自分の保有しているお金をどのように使うのか考えることは確かに重要なものである。

しかし、そのお金はどのようにして得るのか、またそのお金は一体何なのかというお金の本質や発生源を知るための根本の教育を十分に行わなければ、小学生は「お金という便利なものがあるから使う」という状況になりかねない。

10 〈中学校・高等学校〉

次に、中学校・高等学校における教材等の学習内容の問題の本質とは一体何なのであろうか。2014年段階における日本証券業協会の調査では、中学校での教科書の記載の充実度は、十分、そしてやや十分と答えている割合が約63%を占めており、また高等学校においても約55%を占める割合が十分、やや十分であると回答している。

【図表19】教科書の記載充実度



出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証券業協会・2014年・p. 17より作成

このように、学校における教科書の記載の充実度という側面から見ると、第2章第1節においても述べたように中学校・高等学校において、消費者に関連する教育に偏りはあるものの、最も早急に解決すべき大きな問題ではない。

それでは、現在教材等の学習内容に関して何が問題視されているのであろうか。【図表20】では、現行の金融経済教育の学習内容の問題点を示している。下図からも分かるように、中学校・高等学校での学習内容という面に対し、「用語・制度の解説が中心となってしまう、実生活との繋がりにくい」、

5 知識は身につくが、能力や態度が身につみにくい」ということが、問題視されているのである。

【図表20】金融経済教育の教育内容の問題点

	用語・制度の解説が中心とならない、実生活と身につまじ	知識は身につくが、能力や態度が身につみにくい	学校の金融経済教育の特定の学年・時期に偏った学習計画が継続的に行われていない	金利や金融商品の種類、リスク等、実践的な知識が少ない	その他
10 中学校 (n=2097)	55.6%	42.1%	32.3%	24.7%	2.7%
高等学校 (n=1110)	53.7%	37.4%	30.9%	35.0%	4.1%

出所) 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」・日本証券業協会・2014年・p.23より作成

つまり、教育内容それ自体ではなく、教育過程における到達点が、現在は知識を身につけるところまでとなってしまうっており、それを活用するための能力が身につけられていないのである。ここで序章を思い出して欲しい。福沢諭吉が『学問のすゝめ』でも記しているように、活用なき学問は、無学なのである。

20 つまり、中学校・高等学校で特に問題であるのは、活用できる能力が身につけていないことである。

〈大学〉

大学における教材等の学習内容に関する問題点として、「消費者教育」に対しては、活用できる教材が少ないことが挙げられる⁵⁷。しかし我々は、大学は

25 社会に出る前段階であり、いわば学校段階における教育の総仕上げである。そこで本稿の第1章でも定義した金融リテラシーを踏まえれば、大学において、「守りのリテラシー」を中心とした教育に偏っていること自体が問題であると考ええる。そこで、現状においても述べたパーソナル・ファイナンス教育の普及が喫緊の課題であり、広い枠組みでの教育を行うことこそが、理想の金融リテラ

30 シー教育のあり方へとつながると考えられる。

第3節 教育を行う主体である教員側の問題

学校での教育は、生徒と教員から成る。これは当然のことである。本章において、「授業時間等の物理的な問題」、「教材等の学習内容の問題」を述べてきたが、本節では教育を行う主体である教員側の問題について述べていく。

では、学校という場において、教育を行う立場にある教員に知識がなくても、学生は立派な教養を身につけることができるだろうか。もちろん身につかないだろう。また、たとえ教員になったとしても学生時代にしっかりとした金融リテラシー教育を受けていないのであれば、金融リテラシーが低いのは当然である。現在、日本では学生の金融リテラシーだけでなく、教員の金融リテラシーが不足していると問題視されている⁵⁸。まず初めに、教員向けの教材について問題点が挙げられる。学生向けの教材があまり普及していないという問題点について先ほど述べたが、学生と同様に教員向けの教材もあまり普及していないのだ。この問題に対して、一般社団法人全国銀行協会は学生や教員向けの教材を作成し、さらにその教材を活用した授業を教員に体験してもらうために、セミナーや研修会等に講師を派遣して行うデモ授業を行っている⁵⁹。しかし、このような動きを行っているのはわずかであり、今後さらにこのような動きを普及させていく必要がある。

さらに、日本証券業協会は公的機関の職員研修や、公民館講座等の地域住民向けサービス、民間企業の社員研修及び学校の授業等に、講師を無料で派遣する「講師派遣」を行っている。このような動きから、学校職員の金融リテラシー不足が大きく問題視されていることが明らかである。

したがって、教員向けの金融リテラシー教材があまり普及していないという問題点や、セミナーが開催されていたとしても参加率が低いこと等の問題点は、全て教員の金融リテラシー不足に繋がってしまうのである。

また、上述した問題に加えて、大学では、そもそも「消費者教育」を行うための指導者や講師となる人材がおらず、教育が行えていないという問題があり、人材の確保やシンポジウム・セミナー等を行ううえでの講師を招く体制作りをおこなうことが必要となっている。

第4章 日本の金融リテラシー教育の問題点に対する解決策

第1節 授業時間等の物理的な問題に対する解決策

〈小学校・中学校・高等学校〉

- 5 我々は、問題点においてあげた「物理的問題」に対し、小・中学校では「総合的な学習の時間」での金融リテラシー教育の必修化、高等学校では「公民科」へ金融リテラシー教育の内容を取り入れること、また大学では「一般教養」で金融リテラシー教育を行うことを提言する。

10 「総合」科目で金融リテラシー教育を必修化すべき理由としては、総合科目の内容が、「変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること等を狙いとしており、各教科等で行われる基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習活動等を前提としながら、実社会や実生活との関わりを重視した、教科横断的・総合的な探究活動等を行うものである」といったものであり、実生活
15 に密接につながり、金融リテラシーと結びつくものがあると考えたからである。

また現在、日本証券業協会の中に設置された「金融経済教育を推進する研究会」が2015年9月に発表した「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」の内容に沿って、高等学校における共通必修修科目として、他の科目とも連携しながら、主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方・生き方の考察と関わらせながら実践的に育む科目として「公共」の科目を新設し、その中に金融リテラシー教育を盛り込むべきであると提言されている⁶⁰。この内容と、現実的に追加できる分野を考慮し、実際に金融リテラシー教育が最も行われている公民科の中に内容を盛り込むという形で必修化すべきであると提言する。我々は学校段階のそれぞれにおいて金融リテラシー教育を受けることの必要性は非常に高いものであると考える。

問題点でも取り上げたように、現在の学校教育において、金融リテラシー教育が行えていないという状況には、他の学ぶべき科目があり、授業時間を確保できていないという背景がある。この状況を考慮すると、我々が考えるべき解

は大学での「消費者教育」と言うよりも、「金融リテラシー教育」を普及し学ぶための環境づくりを明示する。

5 まず、教育方法の提唱であるが、現在東京都において「東京暮らし WEB」というサイトに「消費者教育」を推進している大学と提携し、サイト内において提携した年度、そして「消費者教育」の内容を記載している⁶¹。また、日本証券業協会でも、過去のセミナーを行った大学名、そして講義のタイトルの一覧を作成している。我々はこの要素を取り入れ、文部科学省をはじめとして、各地方公共団体及び県庁単位での金融リテラシー教育の内容の明示化の実施を提案する。これを実施することにより、全国ではどのような金融リテラシー教育を行っているかを発信することで、「どのような取り組みを行えばよいかわからない」と回答した大学が行うべき教育の道筋を照らす助けとなる。加えて、サイト上で金融リテラシー教育を行う姿勢を見せている大学を「見える化」することにより、日本証券業協会や野村證券株式会社等の全国で金融リテラシー教育の推進を行っている主体との需要のマッチングを迅速に対応できる環境づくりを行うこともできる。

15 また、それら環境づくりを行ったうえで、大学の授業の中で生徒全員が受講できる一般教養科目で金融リテラシー教育を取り入れるべき、と提言する。2005年の調査において日本の大学170大学を調査したところ、金融リテラシー教育を一般教養科目として行っているのは全体の約11.1%に過ぎなかったことを見ても、まだまだ大学において「教養」としての金融リテラシー教育は浸透していなかったことが分かる⁶²。しかし、時代の移り変わりの中で、大学における教養教育の在り方が見直され、またグローバル化の進展とそれに伴って起こる様々な問題が発生する中で、柔軟かつ創造的な知性及び実践的能力の形成とそのような教養を育み培うことのできる教育・大学教育の充実が求められてきている⁶³。そのような潮流の中で、金融リテラシー教育を既存の科目に盛り込む、または新規の科目を設立する、などの動きを見せる大学が現れ、それが上記のように全国へ明示化されることで、一般教養科目で金融リテラシー教育を学ぶことが一般化してくるのである。

30 それらを大学生の内の何年で学ぶべきなのであろうか。我々は、大学1年の1年間であると考え。その理由としては、大学生の授業への出席率が4年間

の中で1年生が最も高いこと⁶⁴、また一般教養科目を1年生から開講している大学が90.6%であることがある⁶⁵。これらの理由から、大学1年の一般教養科目に金融リテラシー教育を盛り込むべきである。

5 第2節 教材等の学習内容に対する解決策

第3章第2節において、学生向けの教材に関する問題点を述べた。そこでは、学生向けに作成された金融リテラシーに関する教材があるにも関わらず、それらが学生の目に触れる機会が少ないことから、学生は金融に対して興味を抱かないと言及した。そこで我々は、学生向けの金融リテラシー教育に関する
10 解決策として、小学校・中学校・高等学校・大学に向けての解決策をそれぞれ提言する。

そこで、福沢諭吉によって、慶應義塾大学に植え付けられた教える者と学ぶ者との師弟の分を定めず、先に学んだ者が後で学ぼうとする者を教える⁶⁶という「半学半教」という概念を基に、学生が知識を学びそして新たな教員として次の世代へその知識を伝えていくべきである。
15

日本の金融リテラシー教育は、机に座って教科書を教員が説明していくといった形態が普通である。もちろんこの方法が間違っているわけではないが、この形態のみをとっているからこそ、学生に金融リテラシー教育を受けたという記憶が残りにくいのではないだろうか。つまり、我々は今後の金融リテラシー
20 教育において、「アクティブ・ラーニング」が必要であると考えます。その代表例の一つとして「日経 STOCK リーグ」が挙げられる。これにおいて使用されるバーチャル株式投資は、現在の株価に基づいて投資を行い、また自分自身で投資する商品を考え(Plan)、投資を行い(Do)、その商品を確認し(Check)、そこから改善点を見つけていく(Act)というPDCAサイクルに即した方法である。しかし、この「日経 STOCK リーグ」で使用されるバーチャル投資を、小学生や中
25 学生が理解し、活用していくには少し難しいように考える。そこで我々は、義務教育や高等学校に向けた新たな教材を提言する。

〈小学校〉

金融庁による「金融リテラシー・マップ」で示されているように、小学校は
30 「お金にかかわって徐々に経験・知識・技能を身につける段階⁶⁷」（「金融リ

テラシー・マップ」・金融広報中央委員会・2016年・p.6)である。そこで我々は、小学校における教育方法として、低学年・中学年と高学年の2段階に分けた提案をしていく。

5 小学校低学年・中学年では、身の回りにあるものや、お金には価値があることを知るために、「授業内で行うワークショップ」を提案する。これは、我々が第1章第3節で挙げた「体験的学習」に基づく。ワークショップを通した「体験的学習」を積極的に取り入れることで、より意欲・関心が高くなり、効果的な学習を実現していく。

10 具体的には、「おみせやさんごっこ」等、実際に自分で得た「おかね」を使って行うことができるワークショップを総合の時間内や、特別活動等の時間に行う。金融リテラシー教育先進国といわれる米国では、子どもがお金について学ぶことは、社会通念として一般化されている⁶⁸。その為、労働の対価として「おかね」を得ることができること等、「おかね」の価値についての知識が幼少期から身につけているのである。このワークショップで取り扱う「おかね」
15 や商品は、すべて生徒自らが段ボール紙や色紙等で作成し、「おかね」は、お手伝い等、報酬から手に入れられるようなシステムにする。そうすることで、どこから「おかね」がやってくるのか、どうすれば「おかね」を手に入れることができるのかを知る手がかりになり、「おかね」の本質を自然と身につけることができる。また、実際に体験することで、段ボール紙の「おかね」や、
20 品にある価値をより深く理解できるようになることが期待される。その他にも、中学年向けに「300円以内でお菓子を購入する」等、家庭と連携して行えるようなワークショップも提言する。生徒は購入したいお菓子を挙げ、実際に店舗に行って購入する。購入する際に起こった出来事や、感じたことをまとめて、両親にコメントをもらい、グループ内やクラスで発表しあう。300円とい
25 う限られた予算を設けることで、商品を選択し、計画的にお金を使う力を身につけることができる。さらに、両親にコメントをもらうことで、家庭内で「おかね」について話す時間を設け、家庭という側面から教育に間接的に関わる
30 ことができる。

高学年では、自らの考えを持ってお金を使えるように、さらに上の段階を目指した教育を行う。低学年から中学年でやってきた学習の集大成として、特別

活動や総合的な学習の時間を利用し、下級生に教える時間を設ける。これは、先ほど述べた「半学半教」の概念に基づいている。具体的には、「街に買い物に行く」等の身近な事例を取り上げ、高学年の生徒が低学年の生徒の前で劇を行う。「街に買い物に行く」という劇なら、買い物をするために、こづかい等の「おかね」を手に入れる段階から、商品を購入し、家に帰ってくる段階までを演じる。また、生徒役はもちろん、家族、店員等、買い物をする際に関わりを持つ人すべてを登場させる。そうすることで、「街に買い物に行く」ためのお金がどのようにして手に入り、どれほどの人がどのように関わっているかを理解することができる。さらに、今まで学んできたことを踏まえて繰り返し練習をすることで反復練習になり、知識が定着する。今回のケースは「人権劇」ではないが、文部科学省より、「例えば、児童生徒が自ら演じる「人権劇」等は、当事者としての意識を高めるだけでなく、観劇する児童生徒達にとっては、効果的な教材となる可能性を持っている⁶⁹。」と「劇」がもつ教育の可能性が示されている。さらに、学年を超えて、学んだ知識を伝えていくことで、より濃い学びが実現する。下級生のみが上級生の劇から学ぶのではなく、上級生自身が考えて動くことで、自らも学び、知識の幅を広げていくのが狙いである。

〈中学校・高等学校〉

第3章でも述べたように、現在の中学校・高等学校における金融リテラシー教育の教材面に関する問題点としては、主に知識の活用が行われていないという点についてである。

現在の金融リテラシー教育は用語や制度の説明が中心になっており、抽象的なものになってしまっているため、実生活との関連性が希薄化してしまっている。このような教育内容が中心になってしまっているからこそ、金融リテラシーが身につかず、金融への興味が持てないのである。だからこそ、我々は本節において実生活につながる金融リテラシーを身につけ、金融への興味を持てるような解決策を提示する。また、中学校ではインターネットに接する機会が増え、さらに高等学校では携帯電話の普及率が非常に高くなる⁷⁰。普及率が高くなるにつれ、インターネット詐欺等の金融

トラブルが起こる可能性が高くなる。これらのことを踏まえると、中学校や高等学校では「守りのリテラシー」を重点的に学ぶべきである。

では具体的な解決策について説明していく。用語や制度の解説はもちろん重要である。しかし、解説だけでは生徒への金融リテラシーの定着は難しい。用語や制度を理解したうえで、その知識を活用することで知識が定着し、実生活に活かせる金融リテラシーを身につけることができる。

物事を定着させ、活用するためには、知識の伝達と活動のバランスの必要性があるとされている⁷¹。このことを踏まえると、学んだ知識を活用するために、実際に体験して学ぶことができるアクティブ・ラーニングである「学ビレッジ」を提唱する。この学ビレッジとは、任天堂株式会社の「どうぶつの森」を参考にし、アバターと呼ばれる自分そっくりの主人公を作成する。そうすることで、ゲームを行っている生徒がバーチャル世界に溶け込みやすく、より濃く体験的に学ぶことができる。

また、「守りのリテラシー」の教育方法については、主人公に対して様々な金融トラブルが起こるような設定にする。このゲームにおいて最も重要なことは、なぜ自分が金融トラブルに巻き込まれてしまったのかという原因と、さらにそのトラブルを解決するためにはどのような行動をとるべきであるのか、自ら考え行動を起こすことが重要である。このため、金融トラブルに巻き込まれるプロセスを明確にし、また原因や解決策にヒントを与えながら生徒自ら考え行動を選択していくように促すべきである。そうすることにより、用語や制度名を覚えるだけでなく、その原因や解決策まであたかも実体験をしているかのような体感ができ、「守りのリテラシー」が定着するのである。

米国では、ファイナンシャルサッカーと呼ばれるゲームが教材として取り入れられており、授業で扱うことで教育効果が上がるように期待されている⁷²。このことから我々は、第4章第1節において中学校では総合科目において、高等学校では公民科において、金融リテラシー教育の必修化を提言した。そして、この第4章第2節において、提言したこの教材を必修化した授業で取り扱うべきであるとさらに提言する。また、各学校に設置されているパソコンにソフトを導入し、使用することで全生徒に不公平なく教育を行うことができる。そして、金融リテラシー教育の授業で取り扱うことによって、今まで金融リテ

ラシー教育に関する教材があまり普及してこなかったという問題点も解決できる。

〈大学〉

5 大学においては、我々が中学・高校において提唱したシミュレーションゲームを、どのように幅広く学ぶ為に活用していくのかを述べていく。

まず、金融リテラシー教育における「大学」の位置付けは、小・中・高と段階的に学んできた内容の延長線上に位置し、人生においてお金がどういう役割を果たすのか等の価値観を養ったうえでの、「総仕上げ」の段階である。その理由としては、大学に主に関係する18歳から23歳の間、結婚できる年齢になる、国民皆保険制度の対象年齢に達する、国民年金に加入する等、これまで段階を踏んで学んできたことが実生活と直接的な関わりを持ってくるためである。

15 具体的には、これから社会に出るうえで必要となる、金融に関するトラブルから身を守るための「守りのリテラシー」を、自分のアバターが外を出歩く際に、実年齢に沿った様々なトラブルに巻き込まれ、それを解決できるように身の振り方を考える。また、今後重要性がますます高まっていく、自己の資産を運用する確定拠出型年金等に対する知識等の「攻めのリテラシー」を、それまで蓄積させてきた知識を総動員し、資産を増やす為のバーチャル投資を行いアバターの資産を増やすように考える。さらに、自己資産の運用における知識が

20 知りたければ、自分から村の住人に話しかければ様々な情報を教えてくれる。このように、自分の分身であるアバターが、自分の年齢と密接に関係した行動をとることにより、詐欺等への危機感を高め、これから自己資産を運用していかなければならない等の意識を持ち、そのために金融リテラシーを得る、という流れを創り出すことができる。このような教材を、大学における一般教養

25 科目の授業において使用すべきだと考える。

第3節 教育を行う主体である教員側の問題に対する解決策

30 教員側問題に対して我々が提唱するのは、「教員免許更新時に金融リテラシー教育に関するサイトの活用方法の指導」と「金融リテラシー教育に関するマッチングサイトの普及」である。

まず、金融リテラシー教育における教員側の問題点としては、第3章第3節で述べたように、①教員の金融リテラシーの不足、②教員向けの教材が普及していない、③金融リテラシー教育に関するセミナーへの参加率が低い、の3点が挙げられた。

5 教員に金融リテラシーが不足している理由は、教員がそもそも金融リテラシーを学んでこなかったこと、教員向けの教材が普及していないことが考えられる。

しかし、教員側も金融リテラシー教育の必要性を認識している人は95%と高い⁷³。必要性は認識しているが金融リテラシーに関する知識がないため、金融リテラシー教育を行えない。それは非常にもったいないことだ。あとは、どのように教員が生徒に教えるかが課題である。そこで我々は、第2章第2節で述べた、米国の教員への取り組みを参考にし、教員免許更新制に則して、「知る
10 ぼると」のような金融リテラシー教育に関するサイトの存在を普及、そして活用方法を指導することとする。

15 【図表 21】 教員免許更新制の概要

教員免許状の有効期間満了日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間
に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了する。

出所) 文部科学省 HP「教員免許更新制」より作成

20

教員免許更新制とは、平成21年4月1日から導入されたもので、その目的は、「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの⁷⁴」(文部科学省 HP)である。つまり、
25 時代の潮流にあった教員を要請するための制度であり、金融リテラシーに対する見方がだんだん変化してきている現代の潮流に合致していると言える。また、免許更新制度の受講対象者は現職員であるため、全国の教員に同様の解決策を講じられる良いチャンスなのだ。

教員免許更新制は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学な
30 どが次の3つの領域で開設する講習の中から必要な講習を選択し、受講する必

5 要があり⁷⁵、(1) 必修領域 (6 時間以上) 全ての受講者が受講する領域 (2) 選択必修領域 (6 時間以上) 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域 (3) 選択領域 (18 時間以上) 受講者が任意に選択して受講する領域に分けられる⁷⁶。我々は、(2) 選択必修領域 (6 時間以上) に金融リテラシー教育として組み込むことを提言する。

先ほど、米国の事例を参考にしたとあったが、なぜ米国のような教員免許更新の際に金融リテラシー教育に関する講義・セミナーへの参加の義務付けではなく、金融教育に関するサイトの存在を普及することにとどめたのか。その理由は、この教員免許更新制の仕組みと、教員の長時間労働にある。まず免許状更新講習を開設できる者は (1) 大学、大学共同利用機関 (2) 指定教員養成機関 (専修学校等で文部科学大臣の指定を受けているもの) (3) 都道府県・指定都市等教育委員会等である⁷⁷。ここで問題なのが、開設できる者が金融リテラシーを持っているかということだ。残念ながら 100% そうだとは言えないだろう。だが、「知るぽると」のような金融教育のサイトを教えることは、金融教育に関する知識がなくても可能であり、また活用方法の指導もそう難しくはない。

講習の流れは、まず資産運用や年金などに関する簡単なテストを受けてもらう。不正解であった人は金融教育に対しての危機感が自分の中に芽生えるだろう。もし正解したとしても、生徒、学生に対して、どのように教えるかまで考えてもらう。テストを受けさせる狙いは、他人事から一気に自分の問題だと引き込ませるためである。

また平成 26 年に公表された OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) の結果によると、中学校教員の一週間当たりの平均勤務時間は、調査参加国・地域平均が 38.3 時間であるのに対し、日本は 53.9 時間と調査参加国・地域の中で最長であり、平成 18 年度に文部科学省が委託調査を実施した教員の勤務実態に関する調査結果によると、教員の一月当たりの平均残業時間は平日・休日を合わせて約 42 時間 (平日: 約 34 時間, 休日: 約 8 時間)。昭和 41 年度調査と比較すると約 5 倍に増大 (昭和 41 年度の教員の一月当たりの平均残業時間は平日・休日を合わせて約 8 時間) しているのである⁷⁸。

これは教員の問題点である金融リテラシー教育に関するセミナーへの参加率が低い原因の一つであると考ええる。このように、教員はとても忙しく、我々としても金融リテラシー教育に関する講義・セミナーへの参加を義務づけるような時間的制約のかかる負担をかけたくない。よって、現職員が必ず受講する教員免許更新制に導入することにより、教員への負担を最小限に抑えることができ、この問題は解決されるのだ。さらに、我々は選択必修領域に金融教育を盛り込むべきと主張しているが、これらのような教員に関する厳しい現実、さらにサイトの普及による効果をしっかりと明示することにより、実際に盛り込む機運も高まってくるものであると考えている。

10 教員の金融リテラシーの不足という問題に対してはどうだろうか。例に取り上げた「知るぽると」では、教員を対象とした金融教育に関するページがあり、また無料で教材をダウンロードすることができ、実践事例集、フィールドワークの事例等が丁寧に分かりやすく記載されている。これにより、教員の金融リテラシーの不足はもちろん、教材不足の問題まで解決される。さらに、簡単に教材を手に入れられることで教員の負担を軽減する効果があるうえ、活用方法を学んでいることで、それを生徒に還元することが可能になる。

しかし、これらにより教員が「金融リテラシー教育の大切さ、知るぽると等のサイトを活用する」という状況を作ることはできると考えているが、「より専門的な授業内容を提供したい」「金融リテラシー教育に必要な人材が不足していて、どうしようもできない」等の新たに様々な問題が発生すると考えられる。そこで、文部科学省が運営する「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」等の、自分たちではできないのでどこかへ支援を要請したい(人材の派遣・講義の要請等)という、企業・政府と学校を結ぶ役割を果たしているマッチングサイト等も講習の際に教えるべきだと考える。これにより、教員の負担や、教員のリテラシー不足の解決につながるだろう。時代とともに変化していく金融リテラシー教育において、外部の情報やプロの人材の活用を積極的に行っていく必要があることから、これらのサイトを有効活用すべきである。

教員が準備をし、授業を行うことで、自然と金融リテラシーが身につくであろう。それが自助努力へと結びつくのだ。

第5章 学校段階における金融リテラシー教育のあり方

第1章では、金融トラブル等の問題を回避するための「守りのリテラシー」と適切に自己の資産形成を行い、適切な資産運用を行うための「攻めのリテラシー」の2つの視点に内容を大別して説明した。さらに、子供たちが自分の生活や社会について考え、生き方や価値観を養い「生きる力」を身に付けるという教育全体のテーマを、人が生活していくうえで不可欠なお金と結び付け、学校段階において金融リテラシーを体得する必要性を明示した。

次に、第2章では各国における金融リテラシー教育の現状について説明した。ここでは、日本において金融リテラシー教育が高まってきた背景について述べ、小学校・中学校における義務教育、高等学校、大学に分類しそれぞれの金融リテラシー教育に関する到達すべき目標と、実際に行われている教育方法について具体的に述べてきた。さらに米国と英国において、日本と同様に背景と、実際に行われている教育方法について述べた。このことを踏まえ、日本の金融リテラシー教育は「守りのリテラシー」、米国や英国の金融リテラシー教育は「攻めのリテラシー」が中心に学ばれていることを比較することにより示した。

そして、第3章において「日本の各段階での金融リテラシー教育の問題点」について述べた。第2章において日本の金融リテラシー教育と米国・英国の金融リテラシー教育の教育内容と、教育方法を比較することで、全ての段階において共通する問題点として日本の金融リテラシー教育は「守りのリテラシー」のみを座学という形で学んでいることを取り上げた。そのうえで、「学生向けの教材に関する問題」、「物理的問題」、「教員側の問題」の3点を基に述べてきた。

最後に第4章において、上記3点の問題点についてそれぞれの解決策を小学校、中・高等学校、大学それぞれの観点から提言した。「授業時間等の物理的な問題」の解決策としては、金融リテラシー教育に関する授業が十分に行えていないという問題点を踏まえて、我々は小・中学校では「総合」科目に、高等学校では「公民科」、大学では「一般教養」へ金融リテラシー教育を組み込むべ

きであると提言した。ただ授業時間を増やすのではなく、いかに限られた時間制約の下で、質の高い金融リテラシー教育を行っていくことができるのか。これを追求することは、同時に基礎学力の向上をも実現させるのである。

次に「教材等の学習内容の問題」の解決策としては、主に実施されている教育内容や教育方法が実生活と関わりの薄いものになっているということから、体験的学習を提言した。

そして「教育を行う主体である教員側の問題」の解決策としては、教員の金融リテラシーが不足しているということから、教員免許更新時に金融リテラシーを学ぶことに加え、金融に関する情報マッチングサイトを認知させ、それを普及させていくことを提言した。

本稿を踏まえ、我々が望む金融リテラシー教育のあり方は3点である。1つ目はチャンネル間における波及効果である。確かに政府主導で金融リテラシー教育を行っていくことは重要である。しかし、政府主導で行うだけでは、やはり限界がある。そのため英国や米国を参考にし、政府と地域間における連携である「官民連携」を強めることが重要である。さらに、そのチャンネルから民間企業のような団体からも、積極的に金融リテラシー教育を行っていくような波及効果を生み出していくことが今後求められる。2つ目は「攻めのリテラシー」と「守りのリテラシー」の両方を身につけることである。先ほども述べたように、日本は今日に至るまで主に「守りのリテラシー」を中心に金融リテラシー教育が行われてきた。しかし、間接型金融から直接型金融への転換が叫ばれている今、「守りのリテラシー」だけではもちろん転換は行われぬ。そのため米国や英国が行っているような「攻めのリテラシー」に関する金融リテラシー教育を日本は教育内容にさらに取り入れ、今後ますます普及させていくべきである。そして3つ目は「金融リテラシー」から「金融ケイパビリティ」へ、「知識」から「知恵」へ発展させることである。日本は長い年月をかけて、生きていくうえで欠かすことのできないお金への基礎的な「知識」を身につけてきた。長い年月をかけて知識を身につけてきたからこそ、これからはその知識を活かすことが求められるのである。つまり、日本人が築き上げた知識を元に、これからは実際に資産の運用等を行っていくことができる「知恵」を身につけてい

くべきなのである。我々は、日本の金融リテラシー教育がこのような「知恵」を身につけることができるような姿が本来のあり方であると考えている。

5

10

15

20

25

30

終章

我々は、本稿において「金融リテラシー」を定義し、なぜそれが求められているのかを言及したうえで、日本をはじめとして金融リテラシー教育を先進的に行っている米国、英国の現状について見てきた。そして現状を踏まえ、日本の金融リテラシー教育における既存の施策・制度を評価するとともに、学校段階における問題点を指摘し、各国の例や現代技術の進展等を手本に問題点に対する解決策を提言した。

特に今回着目したのは「学校」という教育チャネルであったが、子供たちが、成長していくうえで、最初の大きなコミュニティである「学校」で金融リテラシー教育を学ぶことは、「家庭」や「社会」等様々なチャネルへと普及することが期待される。

また、社会人になれば、必然と生活スキルや行動への責任感を求められる。その中で、時代の流れや金融トラブル等に対応し得るための能力を身につけるには、個々人では限界があり、「学校」という場所が非常に効果的なのである。

本稿において明示した、「攻めのリテラシー」と「守りのリテラシー」という2つの側面での、いわば「攻守の武器」を携えることにより、より良い暮らしを行うためにはどのように行動し、どのような判断を下せば良いのかを自分自身で考える力を身につけさせる。そのうえで、攻めと守りの片方に固執するのではなく、両立を目指すことで、初めて社会で身につけたスキルを行動として示すことができるのである。つまり、金融リテラシー教育を通じて、適切な金融リテラシーを身につけることは、生活するうえで非常に重要な役割を果たすのである。今回我々が提言した種々の解決策が、学校段階での金融リテラシー教育を広く普及させ、より実践的で、社会人になった時にも活用できるものとなり、日本全体での金融リテラシーの向上の一助となることを期待し、本稿を締めくくる。

<注釈>

- 1) 福沢論吉(1994) p.123より引用。
- 2) 金融庁(2013)p.1を参照。
- 3) OECD/INFE(2012) p.2より引用。
- 4) 日本証券業協会 HPより引用。
- 5) 知るぼると HPより引用。
- 6) 金融庁 HPを参照。
- 7) 知るぼると HPを参照。
- 8) 三菱東京 UFJ 銀行 HPを参照。
- 9) 金融庁(2013)p.2を参照。
- 10) 首相官邸(2015) p.2を参照。
- 11) 菅原(2004) p.18を参照。
- 12) 日本銀行 HPを参照。
- 13) 知るぼると HPを参照。
- 14) 日本証券業協会(2012)を参照。
- 15) 知るぼると HPを参照。
- 16) 知るぼると HPを参照。
- 17) 知るぼると HPを参照。
- 18) 知るぼると HPを参照。
- 19) 知るぼると HPを参照。
- 20) 知るぼると HPを参照。
- 21) 知るぼると HPを参照。
- 22) 知るぼると HPを参照。
- 23) 知るぼると HPを参照。
- 24) 知るぼると HPを参照。
- 25) 日本証券業協会(2014)p.15を参照。
- 26) 消費者庁(2012)より引用。
- 27) 日本 FP 協会 HPより引用。
- 28) 鈴江(2008)pp.40-41を参照。
- 29) 福原(2008)p.14を参照。
- 30) 福原(2008)p.5を参照。
- 31) 福原(2008)p.12を参照。
- 32) 金融庁(2013)p.7を参照。
- 33) 全国銀行協会(2008)pp.15-16を参照。
- 34) 栗原(2014)p.8を参照。
- 35) 全国銀行協会(2008)p.17を参照。
- 36) 全国銀行協会(2008)p.14・15を参照。
- 37) 栗原(2014)p.9を参照。
- 38) 大和総研(2003)pp.3-4を参照。
- 39) 福原(2010)p.14を参照。
- 40) 福原(2010)pp.14-15を参照。
- 41) 福原(2010)p.16を参照。
- 42) 福原(2010)p.11を参照。
- 43) 大橋(2011)を参照。
- 44) 大橋(2011)を参照。
- 45) 福原(2010)pp.22-23を参照。
- 46) 福原(2010)p.23を参照。
- 47) 福原(2010)pp.23-24を参照。
- 48) 福原(2010)pp.24-25を参照。

- 49) 知るぼると (2016b) p. 25 を参照。
 50) 知るぼると HP を参照。
 51) 金融庁 (2004) p. 11 を参照。
 52) 日本証券業協会 (2014) pp. 13-14 を参照。
 53) 日本証券業協会 (2014) p. 22 を参照。
 54) 文部科学省 (2014) p. 22 を参照。
 55) 知るぼると HP を参照。
 56) 全国銀行協会 (2008) p. 4 を参照。
 57) 文部科学省 (2014) p. 20 を参照。
 58) 日本証券業協会 (2014) p. 32 を参照。
 59) 全国銀行協会 HP を参照。
 60) 日本証券業協会 HP を参照。
 61) 東京暮らし WEB HP を参照。
 62) 日本 FP 協会 HP を参照。
 63) 日本学術会議 (2010) p. iii を参照。
 64) ベネッセ教育総合研究所 (2008) p. 81 を参照。
 65) 川口 (2005) p. 10 を参照。
 66) 慶應義塾大学 HP を参照。
 67) 知るぼると (2016a) p. 6 より引用。
 68) 13 歳のハローワーク HP を参照。
 69) 文部科学省 HP を参照。
 70) 内閣府 (2014) p. 2 を参照。
 71) 読売オンライン HP を参照。
 72) 栗原 (2014) p. 9 を参照。
 73) 日本証券業協会 (2014) p. 27 を参照。
 74) 文部科学省 HP より引用。
 75) 文部科学省 HP を参照。
 76) 文部科学省 HP を参照。
 77) 文部科学省 HP を参照。
 78) 経済産業省 (2016) p. 1 を参照。

< 参考文献 >

- 新保恵志 (2012) 『金融・投資教育のススメ 投資の学び方と投資教育のあるべき姿』、金融財政事情研究会
 福沢諭吉 (1994) 『学問のすゝめ』、岩波文庫
 山根栄次 (2006) 『金融教育のマニフェスト』、明治図書出版

< 参考資料 >

- | | |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融庁 HP | http://www.fsa.go.jp/ |
| 慶應義塾大学 HP | https://www.keio.ac.jp/ja/ |
| 子供と社会の架け橋となるポータルサイト HP | http://kakehashi.mext.go.jp/ |
| 知るぼると HP | http://www.shiruporuto.jp/ |
| 13 歳のハローワーク HP | http://www.13hw.com/special/special02_03.html |
| 全国銀行協会 HP | http://www.zenginkyo.or.jp/ |
| 東京暮らし WEB HP | http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/ |
| 日本 FP 協会 HP | https://www.jafp.or.jp/ |
| 日本証券業協会 HP | http://www.jsda.or.jp/ |
| 野村ホールディングス HP | http://www.nomura.com/jp/ |
| 三菱東京 UFJ 銀行 HP | http://www.bk.mufg.jp/ |

文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/>
読売オンライン HP <http://www.yomiuri.co.jp/>

川口昭彦(2005)「国立大学における教養教育の取り組みと評価-大学評価・学位授与機構の実情調査報告書と評価報告書から-」
http://www.niad.ac.jp/sub_press/sciencemag/no01_1.pdf
金融庁(2004)「初等中等教育段階に金融経済教育に関するアンケート」
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/sonota/f-20040831-3b.pdf>
金融庁(2013)「金融経済教育研究会報告書」
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryuu/20130605/07.pdf
栗原久(2014)「『海外における金融経済教育の調査・研究』報告書」、日本証券業協会。
http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k_report.pdf
経済産業省(2016)「学校現場における業務の適正化に向けて」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/13/1372315_03_1.pdf
首相官邸(2015)「『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資・生産性革命-」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dailjp.pdf>
消費者庁(2012)「消費者教育の推進に関する法律の概要」
http://www.caa.go.jp/information/pdf/kyoiku_gaiyou2.pdf
知るぽると(2015)「金融リテラシー・マップ」、金融広報中央委員会。
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>
知るぽると(2016a)「金融リテラシー・マップ『最低限身に付けるべき金融リテラシー』の項目別・年齢層別スタンダード(2015年6月改訂版)」
<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>
知るぽると(2016b)「『金融リテラシー調査』の結果」、金融広報中央委員会。
<https://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/literacy2016/pdf/16literacy.pdf>
菅原周一(2004)「長期運用とリスクの時間分散効果」みずほ信託銀行資産運用研究所。
<http://www.jasfp.jp/pdf/04-sugawara.pdf>
鈴江一恵(2008)「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育に関する一考察」
http://www.takamatsu-u.ac.jp/library/06_gakunaisyupan/kiyo/no50/50_031-067_suzue.pdf
全国銀行協会(2008)「金融経済教育の一層の充実に向けて」
http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229_1.pdf
大和総研(2003)「米・英の金融・経済教育と日本への考察」
<http://www.uslabormarket.sakura.ne.jp/topics/03/122/daiwa.pdf>
内閣府(2014)「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)」
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka.pdf>
日本学術会議(2010)「21世紀の教養と教養教育」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-tsoukai-4.pdf>
日本銀行(2016)「2016年第2四半期の資金循環(速報)」
<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>
日本証券業協会(2012)「『今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会』報告書」
http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/syokenzeisei/files/120621_houko_kusyogaiyou.pdf

日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」

http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf

日本証券業協会(2015)「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」

<http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/youbousho.pdf>

大橋善晃(2011)「英国における金融教育の現状」日本証券経済研究所。

http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1107_01.pdf

福原敏恭(2008)「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向-サブプライム問題発生後の動向-」、金融広報中央委員会。

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>

福原敏恭(2010)「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向-ポスト・クライシスの金融教育に向けて-」、金融広報中央委員会。

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report3/pdf/ron100816.pdf>

ベネッセ教育総合研究所(2008)「第1回 大学生の学習・生活実態調査報告書」

http://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/daigaku_jittai/hon/pdf/data_08.pdf

文部科学省(2014)「文部科学省における金融経済教育の取組について」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai04/siryou7.pdf>

OECD/INFE(2012)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」

<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/oecd/pdf/oecd001.pdf>